

会議録（平成27年度第5回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成28年1月19日（火） 午後1時30分～午後3時40分

2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員

（県建設部）河野建設部技監、都市整備課長、道路維持課長、港湾課主幹、建設企画課主幹 他

（県農林水産部）森林保全課長、農林検査課課長補佐 他

4 会議次第

(1)開会

(2)議事

① 平成27年度事業評価監視委員会の審議案件の変更について

② 第4回委員会会議録の確認について

③ 第4回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

④ 対象事業の審議

【事前評価】街路事業

【再評価】交通安全対策事業、林道事業

【事後評価】治山事業、街路事業

⑤ その他

(3)閉会

1 平成27年度事業評価監視委員会の審議案件の変更について

特に意見なし

[結論] 了承する。

2 第4回委員会会議録の確認について

特に意見なし

[結論] 了承する。

3 第4回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

港湾課から、修正箇所を説明。

特に意見なし

[結論] 了承する。

4 対象事業の審議

【事前評価の審議】

(1) 街路事業

① 鉄道高架事業の費用対効果の算出方法について

都市整備課から説明。

特に意見なし。

② 連続立体交差事業 都市高速鉄道東海旅客鉄道武豊線の審議

都市整備課から説明。

[委員] まず審議に入る前に聞きたい。本事業は、昨年7月に都市計画決定されたと説明があったが、本委員会で事前評価を審議して、事業実施が妥当でないと言えるのか、また対応方針の決定権は本委員会にあるのか。

[県] 事務局からお答えする。事業評価の対象事業は、事業評価実施要領第2で定めており、その中では評価の対象としない事業は「災害復旧事業」、「維持修繕事業」、「その他別の評価システムにより評価を実施する事業」としている。3つ目の事業の例としては、流域委員会で審議を行う河川整備計画が該当し、これについては事業評価委員会にその審議結果を報告することとしている。鉄道高架事業では、例えばB/C評価を

都市計画決定の段階では明らかにしていないため、これまで本委員会で審議することとしてきた。現在、事務局で他県の状況を調べており、来年度以降の対応については、調査結果を整理して改めて相談させて頂く。

[委員] 了解した。来年度以降の対応は、事務局で整理することとし、今回の事前評価は、都市計画決定している事業だが本委員会で審議を行うこととする。

[委員] 地元との合意形成について、事業が遅れる大きな原因に用地取得に時間を要することがある。資料には反対意見はなかったとあるが、用地取得の合意もある程度得られているということか。

[県] この説明会は、都市計画決定にあたり事前に行う説明会は、事業に関連する半田市中心地にお住まいの方を対象に実施した。説明会では、事業計画について説明し、質疑応答を行った中で、計画に対する反対意見は特になかったということである。

[委員] 本委員会の説明の仕方としては、合意形成の視点から考えると個人的には、「合意を得た」というよりも「説明会を行った」という表現になると思う。

[委員] いわゆる鉄道を高架化する計画について、合意を得られているということでしょうか。

[県] 事業計画に対する合意である。

[委員] 勝川駅付近の現地調査時（平成27年10月実施）に、こうした事業においては鉄道事業者の負担があると聞いた。高架化すると鉄道事業者に便益があり、その分の負担を求めると思うが、評価調書では触れていない。評価調書ではどのように表現しているか。

[県] 鉄道事業者の受益に関して、本事業では総事業費の5%を鉄道事業者が負担する。国土交通省のマニュアルでは、鉄道事業者が受ける受益と負担分は相殺されるため、B/Cの算出からは除くことになっている。したがって、評価調書では鉄道事業者の負担分は除いて表現している。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

【再評価の審議】

(1)交通安全対策事業

①交通安全対策事業の費用対効果の算出方法について

道路維持課から説明。

特に意見なし。

②交通安全施設等整備事業 一般国道301号の審議

道路維持課から説明。

[委員] 事業の目的は、裏道に迂回している通学の児童を国道に戻すという理解でよいか。

[県] 現在は、国道が歩車共存しており、歩行者が危険な状態であるため、交通量の少ない裏道に迂回している。しかし、裏道においても歩車分離が行われていないため、まず、国道側で歩道を確保することにより、これを通学路として利用していただく、これが地域からご要望いただいた内容でもある。

[委員] 国道は、車両の通過機能もあるので、できるだけ分離の方が望ましいという考えもできる。(歩道を整備することにより)全部を一つの断面に持ってくるのが本当に良いのか疑問がある。交差箇所では横断歩道もある。また、この事業は、線形改良も含まれているので道路全体の改良であり、必ずしも歩道の設置事業でないのでは。

[県] この事業は、交通安全対策事業として歩行空間を確保することが一義的な目標であり、通学路対策と、沿道で生活を営まれている古い町並みであるこの地域にとっての生活道路として歩行空間を確保するといった2つの要請に応えている事業である。また、線形の改良については、地域の要望を受け、曲線を緩和しているが、あくまで副次的な目標として、交通安全事業の主目的でなく、地域の合意形成上、必要なものとして実施していることをご理解いただきたい。

[委員] 冒頭の説明で、通学路が裏道に迂回していることよりも、現状、古い町並みの中を歩く通学児童以外の人と車が混在して危険であり、これを分離することが非常に大きな目的であることを説明する必要がある。

- [県] 調書には、安全な歩行空間の確保を目標として記載している。
- [委員] 評価調書1ページ、「事業のあらまし」には、地域住民に安全な歩行空間を確保することも目標として記載されている。
- [委員] 評価調書2ページ、必要性の変化、【変動要因の分析】、長期的な推計人口の見通しにおいても、4割弱の減少にとどまると表現されているが、4割弱は大きいと思うがいかがか。
- [県] 将来的な人口の推計については、総務省がメッシュデータで長期的な全国の推計を公表しており、これによるとH62で、富岡地区では37%減、新城市全体では約41%減、愛知県全体では13%減である。山間部では人口がゼロになるメッシュもある。そういった長期的に日本が全体的に人口減少時代にある中で、この地域は6割に留まるので、(歩行者) ニーズとして壊滅的なダメージが出る結果とはならないと理解している。
- [委員] 過疎の問題もあり、歩道が掃除されず、危険で歩けないなど維持管理が人口減少により極めて難しくなっている状況にある。そこで、なるべく維持管理の手間、お金がかからない工夫であるとか、または道路を整備し、歩行者を安全にすることによって、より町が活性化、あるいは活用の意味で何か工夫はないか。
- [県] 道路の資産はおよそ4兆円あり、このメンテナンスサイクルを継続的に実施し、安全性を確保していくことは、非常に大事である。このため、施設整備については、メンテナンスサイクルを構築している。また、安全性を確保するため、特に歩道部などの目の届かない部分については、歩道を直接、歩いて点検を実施するとともに、街路樹の倒木を防ぐため、樹木医の診断も取り入れつつある。さらに、地元や自治体の皆様に里親のようになって愛して頂くアダプト制度を取り入れながら、相対的に地域の皆様と一緒に守っていく取り組みを進めているところである。
- [結論] 対応方針(案)を了承する。

③交通安全施設等整備事業 一般県道津島七宝名古屋線の審議
道路維持課から説明。

[委員] 平成24年度から用地買収に着手し、3年経過しているが、補足説明資料8ページに示すように東側の部分に未買収箇所が、かなり残っている。今後、計画通り用地買収が終わるのか。

[県] 補足説明資料10ページに示したように各年の買収計画に従い、計画的に用地交渉を進めていき、事業完了を目指していきたいと考えている。

[委員] スタート時点の地元説明会において、合意が得られたのか。

[県] スタートの段階では、大型物件の移転を要する当初の線形では事業が進まないのではないかという指摘もあり、地域の合意には至っていない。そこで、計画を変更する作業を進め、両振りから東振りに線形を見直し、そして東側の方には、負担が増えるため、このコンセンサスを得るのに4年要した。したがって、この4年間で地域の合意が形成され、用地買収をスタートさせることができ、3年経過した現在の買収率が概ね1/4という状況である。

[委員] 土地の買収は、合意ができた所から順番に進めていくのか。補足説明資料8ページにあるように、残っているピンクの箇所は、ほとんど反対なのでは。

[県] 事業の進め方については、各年度の事業費も限られるため、(交渉は)同時にスタートでなく、来年度、契約予定箇所を中心に、土地などの価格を調査し、交渉を進めていく。したがって、暫定供用も視野に入れながら一定区間をまとめて、工事着手できるよう戦略的に進めている。事業説明の段階では、計画に対する説明であり、この時点で各地権者に土地の価格を示しているわけではなく、これについては順次、調査を進めながら、交渉している。

[結論] 対応方針(案)を了承する。

(2) 林道事業

① 林道事業の費用対効果の算出方法について

森林保全課から説明。

特に意見なし。

②林道事業（過疎山村地域代行林道事業）上新戸黒淵線の審議

森林保全課から説明。

[委員] 土地改良事業では、排水路を整備するなどの工事で生態系への配慮が行われているが、当事業において生態系への配慮や対策はどうか。

[県] 工事着手前にクマタカ・オオタカの飛翔が確認されたため追跡調査を実施したが、営巣は確認されなかったため工事への影響はないと考えている。また、当地域にはニホンザル、イノシシが生息しており、若干の広葉樹も分布しているが、工事実施時に配慮している。

[委員] 費用対効果について、森林整備経費縮減便益が大きくなっているが、具体的にどのようなことか教えてほしい。

[県] 工事を実施した結果、崩落しやすい土質であるということがわかったため、森林整備経費縮減便益の山地保全便益に反映し、便益が上がっている。逆に、木材生産便益が下がっているが、これは木材価格が下がっていることと、平成22年度の事前評価時に、区域内の人工林の面積を評価対象としていたものを、実際に森林整備の計画がある面積を評価対象とすることとして、考え方が変わっている。

[委員] 従来、山地保全便益がほとんど入っていなかったのか。

[県] ウェイトが低かった。

[委員] 山地保全便益は、この事業を実施してわかったものか、マニュアルの改訂に伴うものか。

[県] マニュアルの改訂に伴うものが大きい。

[委員] 木材生産便益は、これからも下がっていく見通しか。

[県] 木材生産便益は、現在整備する計画があるところについて便益を算出しているため、厳しめに評価をしている。今後、林道開設とともに、新たな整備計画が増え、木材の生産が行われるようになり、便益があがってくると想定している。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

【事後評価の審議】

(1) 治山事業

① 水源地域整備事業 新城市七郷一色地区の審議

森林保全課から説明。

[委員] 治山ダムと土留工の背面部について、完了後どのくらいの期間で土がたまるのか。また、何年毎に土を取り除くのか。

[県] 治山ダムは砂防ダムと目的が異なり、土がたまることで、溪流の勾配を緩くし、流水の流速を遅くさせ、溪岸や溪床の浸食を防止している。土が動かないことで、植生が入ってくるので、治山ダム完了後には土がたまっている場合が多い。土留工は山の斜面に施工する基礎工であり、併せて緑化工を行うことで山に戻す工法であるので、土留工完了後には土はたまっている。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

(2) 街路事業

① 連続立体交差事業 都市高速鉄道東海旅客鉄道中央本線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 現地調査（平成27年10月実施）で見て、駅周辺の雰囲気も変わり、良い事業だと思った。他事業に反映すべき事項として、具体的にはどのように考えているか。地元への説明会だけでは用地買収に時間がかかることがある。住民と、まちを良くすること、何が不安かなどを計画の早い段階で聞きながら進めるのがよいと思う。勝川駅付近は駅前など「まちの活性化」も地元の合意形成に関連してきたと思うが、先ほど審議の半田駅付近でも「まちの活性化」のあり方自体も住民と一緒に考えるなど、合意形成の方法があると思う。

[県] 鉄道高架事業は、まちづくりと一体で進めるため、事業に合わせて行う土地区画整理事業等のまちづくりの説明も地元説明会で同時に行い、より理解をいただくよう進めていく。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

以上